

いよいよ始まる マイナンバー制度 vol.01

No.18

山陽女子短期大学 人間生活学科・専攻科 診療情報管理専攻
准教授 診療情報管理士指導者 有吉 澄江



みなさま、こんにちは！

住民票を有する国民一人ひとりに番号を割り当てる12桁の個人番号(以下マイナンバー)の「通知カード」が、10月23日より郵送されています。いよいよ、マイナンバー制度の始まりです。

マイナンバー制度の概要

マイナンバー制度とは、2013年5月に成立した「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律」法令番号「平成25年5月31日法律第27号」の略称です。共通番号法や、社会保障・税番号制度などとも称されています。

マイナンバー制度は、税制や社会保障関連、災害対策など広範囲の、特定の個人や法人、その他の団体の個人情報を番号で紐づけ、行政事務等の効率化につなげることを目的としています。

1. 「通知カード」の送付

10月5日時点での、住民票に記載されている住所に、市区町村より一斉に、郵送されています。仕事などの都合で受け取れない場合は郵便局が預かりますが、1週間以内に再配達の手続きが必要になります。この期間を過ぎれば、自治体が3ヶ月間保存します。日本に一定以上居住する外国人も、同様です。

長期入院や一時的な避難生活などやむを得ない理由により、住民票に記載されている住所以外で生活されている方は、9月25日までに居住情報登録申請所を出すようになっていますが、手続きは済まれていますか。

「通知カード」は仮のカードで、個人番号の希望者が申請することにより、来年1月より写真付きの「個人番号カード」が無料で公布され、身分証として利用できます。「通知カード」郵送から実施までの流れは、**図1**をご参照ください。

2. 「個人番号カード」の記録事項

個人番号カードには、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令で定める事項が記載されており、本人の写真が表示されます。カード記録事項であるこれらの事項やその他総務省令で定める事項は、人の知覚によって認識することができない方法により電磁的(電子的)に記録されます。

「通知カード」、「個人番号カード」は**図2**をご参照ください。次回からは、マイナンバー制度の疑問点や医療等の分野での活用について取り上げていきます。

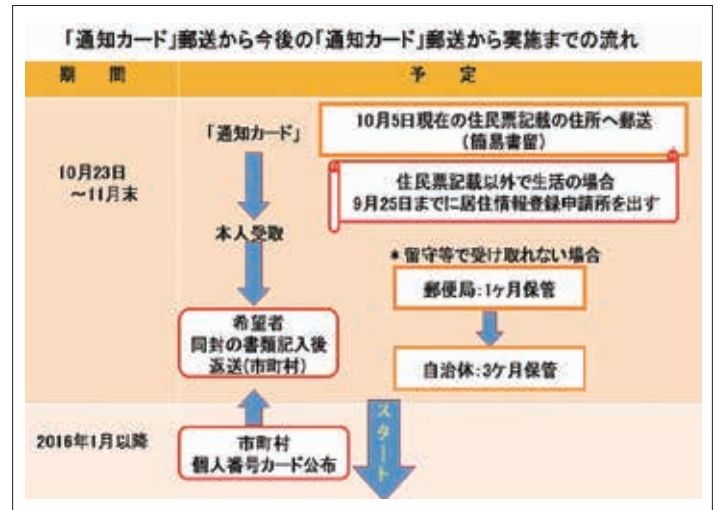


図1

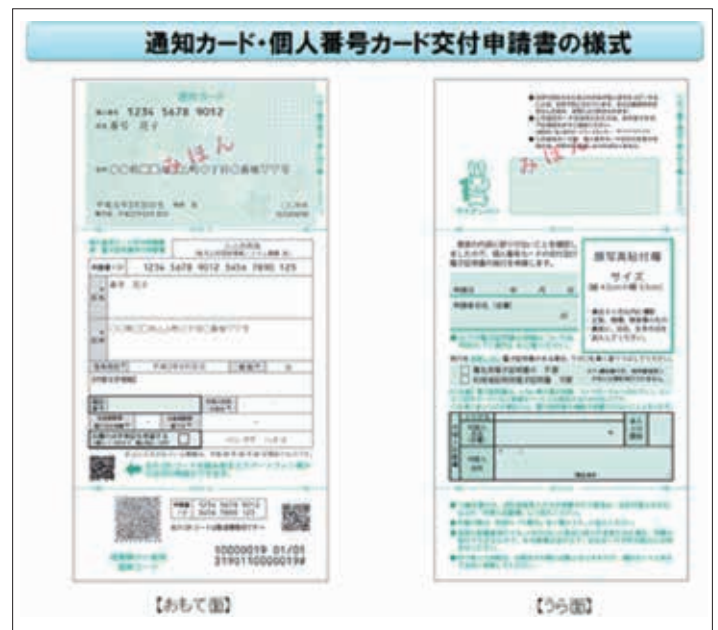


図2 「通知カード」と「個人番号カード」

http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/03.html